

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 むかわ町社会福祉協議会

◎事業方針

社会福祉を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や人口減少、家族機能の弱体化といった社会構造の変化、さらには生活困窮や社会的孤立などの課題を抱える世帯の増加など生活・福祉課題が表面化しています。

これらの課題を背景に、国は、地域の特性や生活・福祉課題に応じた住民参加による「地域共生社会」の実現に向けた取り組みなど、新たな施策や仕組みづくりが進められています。

これらの取り組みが進められる中、平成30年9月6日の北海道胆振東部地震は、町内にも甚大な被害をもたらし、本会では災害ボランティアセンターを開設し、被災した住民の生活復旧・復興の支援活動を実施したところですが、住民同士の日常からの支えあい、助けあいの関係性を構築するための「地域福祉」の重要性が、改めて見つめ直されました。

本会では、引き続き「第5期地域福祉実践計画」に基づき、『「困った」を見すごさない。ともに支えあい・助けあい・しあわせのまちづくり』の基本目標のもと、役割と活動を精査しつつ、関係機関・団体等との連携をこれまで以上に密にし、本会の有する機能と役割を最大限に発揮し、次の事業を柱に地域福祉の推進に努めてまいります。

社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された「地域福祉を推進する中核的な団体」として、中期的な指針である「第5期地域福祉実践計画」に基づき事業を推進します。なお、当該計画の評価を踏まえ、令和4年4月からの「第6期地域福祉実践計画」の策定に取り組みます。

また、国の働き方改革に基づき、事務事業の効率化を図り経費節減に努めるとともに優秀な人材の確保、育成にも積極的に取り組んでまいります。

1. 身近な地域の中での住民相互の支えあい・助けあい活動の充実

日常生活の中で、福祉的な支援が必要な方に対し、住民がお互いに支えあい助けあう活動を進めるため、生活支援コーディネーター事業や福祉委員制度などを推進します。

2. 生活・福祉に関する相談支援体制の充実

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、日常生活において地域住民がそれぞれ抱えている地域生活課題を、早期に発見、支援する仕組みが必要であり、福祉サービスを必要とする人に適時・適切なサービス提供できる環境を整えることが必要です。

また、サービス利用者の権利擁護を図るとともに、判断能力が不十分な方に対する日常生活の支援や権利擁護を進めることや、様々な理由で生活困窮に陥ることによる社会的孤立の方の支援が必要になっています。

本会は、地域住民等、支援関係機関、行政との連携、協働を図りながら、事業を通じてその対応に向けた施策に取り組みます。

3. 気軽に参加・参画できるボランティア活動の充実

町民のボランティア活動への参画・参加を促進するため、ボランティア養成研修の開催や各種募金運動を通じて、ボランティアの育成を推進します。

これらの取り組みを重点的に進めるとともに、新たな事業展開に向けた調査・研究や既存の事務事業の見直しなどを行いつつ、社会福祉の変化に対応しながら、地域住民の求める高いサービスの提供に努めてまいります。

I 法人運営事業

地域住民の代表者などから組織される理事会および評議員会で、地域福祉推進のために積極的な協議を行い、その方針に基づいた法人経営に取り組みます。

基盤強化や職員の資質向上のための企画・立案、会計などの事務を行うことにより、本会のよりよい経営を行います。

1. 役員・評議員の改選

今年は役員・評議員の改選期を迎えます。執行機関としての役員、議決機関としての評議員の役割を果たし得る適格な人材を選任し、それぞれの立場から、地域福祉のあり方や社協事業について幅広く議論し、地域住民から信頼される組織づくりをめざします。また、厳しい財源的な課題や、法人運営体制の強化等、様々な課題を抱えておりますが、住民からの信頼が厚い社協づくりを目的として、第5期地域福祉実践計画に則り、社協の将来像を住民の方々と共有することに努めます。

理事会・評議員会を定期的を開催し、法人の運営に関する決議及び協議を行います。事業の進捗状況報告や積極的な意見交換ができるような会議運営を行います。また、3箇月に1回以上会長による職務執行状況報告を行います。

定款及び各種規程や組織体制の再構築を行い、健全経営に努めます。また、役員などが社協についてのより一層の理解を深めるための視察研修などを開催します。

- ① 理事会・・・年6回（5・7・9・12・2・3月）
- ② 監事による定期監査・・・（5・8・10・2月）
- ③ 定時評議員会・・・（6月）、定例評議員会・・・（3月）
- ④ 部会運営（総務部会、福祉事業部会）・・・年3回（7・11・2月）
- ⑤ 委員会運営（ボランティアセンター運営委員会、広報編集委員会、生活福祉資金貸付調査委員会、たすけあい金庫貸付運営委員会、広報掲載審査委員会）・・・必要に応じ随時開催
- ⑥ 役員視察研修・・・年1回（7月）

2. 各種規程・規則の再整備

既存の各種規程、規則の内容確認を行い、現状に合った条文の改正や制定を行うことにより再整備を行います。

3. 備品等更新計画の見直し及び検討

中長期的な収入支出状況を分析し、積立金運用や什器備品、車両購入等事業全体の経営などに関する計画を策定します。

4. 職員採用・配置計画の策定と適正な人事管理

効率的・効果的な事業経営を行うための計画的な職員の採用および配置、働きやすい職場環境の整備を行います。

① 職員採用・配置計画の策定

職員の年齢分布や定年退職、再雇用、資格取得者の状況などを把握し計画的な職員採用ができるよう事前に行行政と協議を行う。また、職員のキャリアパス等をふまえ、定期的な人事異動を行い、職員の職務へのモチベーションの向上を図ります。

② 人事考課の実施

各職員の自己管理と実行、評価（評価体制の見直し）。

③ 職員台帳・研修記録の整備

職員配置状況や有資格状況、研修記録等の整備を一体的に行います。

5. 職場における安全管理の徹底

職場における安全管理に関する取り組みを強化し、安全で安心できる環境整備を行います。

① 職場における防犯や防災対策の強化

事務所の施錠や金品などの管理の徹底や危険箇所点検等を行います。

② 事故防止対策の強化

交通事故等を防止するための対策を検討し強化を行います。

6. 職員連絡会議の開催

社協本所および支所の職員間の連絡調整や事業運営および経営に関して協議を行うための会議を開催します。(年4回)

7. 職員資質向上の研修会の参加

全職員が勤務年数や役職に応じた研修を受けられるようにします。また、会職員として身につけておくべき、知識や技術などを学ぶ研修に参加し、職場全体で資質向上を図ります。(道社協主催の社協職員研修、社協職員資質向上研修、各種事業担当職員研修などへの参加)

① 社協職員キャリアパス研修

事務局長職員研修、管理的職員研修、中堅職員研修、新任職員研修他

② 課題別研修

福祉職員各種スキルアップ研修、研修担当者研修他

③ 職員の国家資格等の取得奨励

社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護支援専門員実務研修

④ その他の研修(社会福祉士指導者研修他)

8. 社協防災対策事業

災害時における組織体制、具体的対応(災害ボランティアセンター運営マニュアルの整備、更新)や備蓄品の整備などについての検討を行います。

9. 社会貢献活動推進事業

一法人として社会貢献活動推進のために全職員が地域イベントなどに参加し、積極的な社会貢献活動を行います。

10. 第5期地域福祉実践計画の適正な運用及び見直し・第6期地域福祉実践計画策定の取り組みについて

「第5期地域福祉実践計画」の進捗状況や事業評価等を行い、適正な運用を図ります。社会・経済情勢の変化や社会福祉動向などに対応するため、必要に応じ計画内容の見直しを福祉事業部会等で協議します。また、「第6期地域福祉実践計画」（令和4年度～令和8年度）策定にあたって策定委員会を設置し、令和3年度策定に向け取り組むこととします。

II 生活支援体制整備事業（町受託事業）

生活支援コーディネーターを配置し地域における生活支援や介護予防活動等の推進を図ります。町内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り等を重点的に推進します。

- ① 生活支援コーディネーターの配置（地域福祉のための人材育成）
- ② 町内の現状把握・調査・福祉関係者とのネットワーク作り、協議体会議の開催。
- ③ 地域での支え合い活動の担い手養成。

III 広報啓発事業

地域住民に向け、福祉推進のための広報啓発を行います。

- ① 広報誌「ふくしだより」発行
社協事業等福祉活動の広報啓発のため、広報誌「ふくしだより」（年6回）を町内全戸、法人会員、福祉推進校等に配布します。

② 小冊子「社協概要」発行

社会福祉協議会の組織や役割、事業内容を紹介し、社協活動への理解を深めるための小冊子「社協概要」を発行します。

③ インターネットの活用

社協のホームページを運営し、地域福祉に関する情報をいち早く住民へ提供し、広報啓発を行います。又、災害ボランティアセンター開設等、緊急時のホームページ活用及びフェイスブック等 SNS の活用を検討・準備します。

IV 地域福祉活動事業

1. 第28回ふれあい広場の実施

地域住民が誰でも気軽に参加し、お年寄りや心身にハンディキャップのある方、児童や生徒と一緒に「ふれあい」の場をとおして、福祉活動に対する住民の理解をより深めるため、参加された方々が支え合い、人に優しい心「わ」の広がり、今後の地域福祉活動の推進を図るため「『困った』を見すごさない。共に支え合い・助けあい・しあわせのまちづくり」をテーマに、四季の館「たんぽぽホール」をメイン会場に実行委員会を組織して開催します。

2. 憩の場の支援

高齢者の居場所づくりや子育て中の親が抱える悩みの相談の場、さらに障がいを持っている人達の活動の場等、その対象や活動内容は益々広がっています。近隣の住民を含めた地域の課題をキャッチする拠点（鷗川駅舎内）ともなり、JR利用者及び観光に来られる方々の道案内も兼ねる活動に繋がる「支え合い共に生きる会」の地域住民同士のつながりを深める自主活動の場として「みんなの茶店」などの活動を支えます。

3. 自治会（町内会）活動推進事業

（1）むかわ町地域福祉活動推進奨励事業

高齢化が急ピッチで進行し、ひとり暮らしの高齢者の孤独死や、介護疲れによる悲しい事件が起きるなど、さまざまな社会問題が発生しています。

「誰もが健康で安心して生活できる地域社会」にするには、地域（自治会・町内会）での高齢者や障がいのある方を地域で連帯して支え合う取り組みが不可欠です。これらの活動を自治会・町内会単位で主体的に取り組むことを奨励し、①見守り活動②日常生活支援活動③社会参加活動を実践した地区に活動費の一部を助成します。

（2）福祉委員活動の推進

福祉委員は、地域に目を向け、住民の生活・福祉課題を見つけ出し、関係機関（者）につなげる地域のボランティアです。住民目線で地域のさまざまな困りごとに気づいてもらい、早期発見から早期対応につなげていくために「目配り」「気配り」「心配り」をさせていただいています。地域のつながりが希薄化している一方で、生活をしていく上での問題・課題は増大かつ複雑・多様化しています。これらを解決していくためには、地域にある福祉課題をみんなで考え、行動していく必要があります。

具体的に推進するため自治会・町内会長の協力を得て情報交換の場や新任委員のための研修を実施します。

4. 福祉活動車両及び福祉機器・備品の無償貸し出しサービス

（1）リフト付きワゴン車を整備し、単独で移動困難な高齢者、障がい者等並びにボランティア団体、自治会町内会、福祉団体等に社協公用車を貸し出すことで、外出支援・社会参加を促進し、団体活動を支援します。

（2）車イスや電動ベッド等の福祉機器を整備し、介護保険制度での購入、レンタルや障害福祉制度での助成が対象とならない方などへ貸し出しをします。

また、福祉教育での車イス体験等、学校での授業の一環での活用や選挙による各選挙投票所への配置などにも貸し出しをします。

(3) 行事用テント、行事用遊具など備品の貸し出しをします。

5. 生活改善合理化普及奨励事業及び社協葬祭協力

(1) 生活改善合理化による虚礼廃止を奨励し、慶弔用ハガキの印刷及び提供

(2) 役員の高齢化等により、やむを得ない場合は、自治会・町内会が主体で行う葬祭に職員派遣を行います。

(3) 町民の弔意に対して、レタックスにより弔意文を送付します。

6. 福祉団体への助成事業

(1) むかわ町遺族会への活動費の助成と支援を行います。

(2) 穂別自治会婦人部連絡協議会への活動費の助成を行います。

7. 高齢者福祉活動事業

(1) むかわ町老人クラブ連合会への支援

スポーツ大会、演芸発表会、研修及び交流事業などの実施やボランティア活動を通じて社会参加するなど、健康増進とふれあいの機会を拡充するとともに、生きがいを持って生活するよう支援します。

(2) いきいきふれあいサロンの推進

65歳以上でデイサービスに通っていない、外出の少なくなった高齢者を対象に、毎月ないし隔月に軽い体操やレクリエーション、そして昼食を共にしながら憩いの場づくりとして実施し、町の「あった○事業」の対象者に町発行カードに参加確認のスタンプを押し支援します。

むかわ町生活支援事業

■あった○事業（温泉施設健康づくり等事業）

温泉で身体をあたためて、人と語らう機会を多く持ち、心もあたたまっています。

対象者	70歳以上の町民の方、翌年3月31日までに70歳になる方も含みます。
内容	町内温泉施設に入浴または「いきいきふれあいサロン」「なかよし広場」（社会福祉協議会事業）に参加すると、スタンプを1個押します。スタンプが10個たまると無料入浴券1枚と交換いたします。新しいスタンプカードは無料入浴券と一緒に交付いたします。入浴料金は、入浴者負担です。
発行時	・すでに5個スタンプ押印されています。 ・富内は7個押印されています。
申請	初回のみ申請が必要。 本所：保健介護グループ 支所：健康グループ ・申請には運転免許証、健康保険証など住所・氏名・年齢が分かるものを持参してください。
町内温泉施設	・むかわ温泉四季の館 ・樹海温泉はくあ ・樹海温泉ほべつ ・富内いきがいセンター

(3) 男の料理教室の実施

60歳以上の男性を対象に料理の基礎技術等を習得し、日常生活において栄養バランスの良い食事を心がけることにより、生活環境の改善、増進を図り介護予防に繋がります。

(4) 町内敬老会などへの祝い品の贈呈

町内敬老会や施設の敬老会に参加し、長寿を祝い祝い品の贈呈をします。

8. 障がい者福祉活動事業

身体障害者福祉協会むかわ支部のスポーツ大会、研修及び交流などの支援をし、活動費を助成します。

9. 児童・青少年福祉活動事業

(1) 子供会連絡協議会に、活動費を助成し支援します。

(2) 児童生徒健全育成事業（親子バス遠足）

ひとり親・障がい児のいる世帯等の青少年が、集団生活の中で仲間に対して思いやりの心を育て、交流及び研修を深めることを目的とします。

10. 母子・父子福祉活動事業

(1) むかわ町つくしの会（母子会）に、活動費を助成し支援します。

(2) 低所得世帯でひとり親家庭の小学校及び中学校修学旅行児童及び生徒に支度金として助成します。

(3) 低所得世帯でひとり親家庭の小学校入学児童及び中学校卒業生徒に支度金として助成します。

(4) 低所得世帯でひとり親家庭の児童に対して、小学校入学時に希望があればランドセル（ハーバーブルー、ピンク、オーロラピンク、サクラ色限定）を贈呈します。

V 社会福祉に関する各種団体との連携

(1) 民生委員児童委員協議会との連携

地域で支援が必要な人を把握し、必要な解決窓口につなぐ民生委員児童委員の取り組みは、相談支援の充実と相まって年々重要性が高まっています。民生委員児童委員の方々とより一層の連携を図り、共に解決を目指す取り組みを推進します。

- ・定例会への参加など

(2) 保健、医療、福祉との連携

保健・医療・福祉の共通した課題に向けて関係機関との協力のもと取り組みを行います。

- ・地域ケア会議（月2回）
- ・定例連絡会議（月1回）
- ・地域ケア推進会議（不定期）
- ・認知症高齢者支援ネットワーク会議（不定期）

(3) 道社協及び胆振管内市町社協との連携

道社協及び胆振管内市町社協との福祉情報の共有や連携を図ります。

VI 在宅福祉サービス事業

1. 受託事業

(1) 外出支援サービス事業

おおむね65歳以上及び障がい者で、公共交通機関などによる外出が困難であり、家族等も送迎できない方を町内の医療機関、理美容院等の送迎及び自宅に入浴設備がなく、入浴施設まで通うことが困難な方を送迎します。

(2) 配食サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし、高齢者夫婦世帯または障がい者で、食事の準備が困難な方を対象にボランティアによる見守り活動を含めた配食活動を実施します。

2. 生活支援事業

(1) 高齢者等生活支援事業

制度の狭間にある多様な福祉ニーズに弾力的に対応するため、社協の独自事業として次の事業を実施します。

ア. おでかけ支援事業

在宅の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯で、外出機会が少ない方に対して、お楽しみ行事、買い物、交流会、ドライブ、温泉入浴等へのおでかけを支援する事業。(利用者負担額：必要に応じて実費相当額)

イ. 災害見舞金の支給事業

火災、風水害等により、家屋等が使用に耐えない程に焼失、流失、崩壊した町民に、見舞金を支給します。(見舞金：1世帯あたり 1万円)

(2) 日常生活自立支援事業

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方に対して、福祉サービス利用の援助、日常的な金銭管理等を行い、在宅での自立した生活を支援する。

また、事業周知を図り専門員及び生活支援員と連携を密に推進します。

(3) 長寿祝金の贈呈事業

満100歳を迎えられた長寿者にお祝い金並びに花束を贈呈します。

(4) 歳末たすけあい助成事業（共同募金委員会の協議内容を受け助成）

- ① 歳末見舞金（品）を支給（贈呈）します。
- ② おせち料理を配食します。
- ③ 地域福祉サービス事業

ア. ひとり暮らし高齢者等窓ビニール張り

老朽住宅に居住する在宅高齢者等で、窓にビニールを張ることによりすこしでも暖かい生活ができるよう支援します。

イ. 家事援助サービス利用券配布事業

自力で家事を行うことが困難な高齢者等に「家事援助サービス利用券」を配布して、家事援助を行います。

VII ボランティア活動事業

1. ボランティアセンターの運営

ボランティア活動に参加しやすくなるように、相談窓口としての機能を充実させ、情報を集約・発信して、住民のボランティア活動への参加の裾野を広げるよう推進し、拠点となるボランティアセンターの充実を図ります。

(1) ボランティアコーディネーターの配置

ボランティアセンター活動推進のため、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談窓口を充実させ、ボランティアニーズの把握やマッチングなど周知活動に努めます。

(2) ボランティア活動に関する広報・情報収集及び提供

- ① 地域の団体や関係機関への啓発及び連携と協力
- ② ボランティア情報誌、ホームページ、研修のチラシ等での情報発信
- ③ ボランティアセンター登録グループの紹介、広報の作成や配布
- ④ ボランティアセンターの備品を整理し、情報発信及び貸出

2. ボランティア活動事業の推進

(1) ボランティア団体の強化育成

各種団体活動推進のための協力、助言をし、一部経費の助成をします。

(2) ボランティア実践者等の研修実施

ボランティア活動を実践している活動者やボランティア活動に興味関心を持つ地域住民に対し、研修の機会を設け、ボランティアの底上げを目指すとともに各種ボランティア事業への参加及び学童、生徒のボランティア活動を町民に報告し活動の幅を広げる研修会を実施します。

(3) 福祉教育推進事業

町内の学校及び関係機関と協働し、町民がボランティア活動等を通して地域に関わる機会を設け、福祉教育を促進できる環境を整えます。

(4) ボランティアアドバイザーなどの実践活動の実施

ボランティアアドバイザー研修及びボランティア研修を終え、実際に実践できる場を提供し、今後のボランティア活動の一層の振興を図るため、鷗川地区は町内の拠点施設を利用し6地区で、穂別地区は2地区で「なかよし広場」を実施する。町の「あった○事業」対象者に町発行カードを交付され参加された方に社協スタンプを押し支援します。

(5) ボランティア活動の組織や交流の推進

- ① ボランティアとの交流を通じ、広くボランティアについて理解してもらう場の提供
- ② 活動内容が共通するグループの交流や情報交換の機会の提供

(6) ボランティアの活動基盤整備

- ① ボランティアポイント事業の周知及び活動の充実
- ② ボランティア登録とボランティア保険加入促進
- ③ 災害ボランティアの登録と組織化
- ④ ボランティアグループへの活動助成

(7) 学童・生徒ボランティア活動普及指定校に、活動費を助成します。

町社協指定校 2校 鷗川高等学校（令和3年度～令和4年度）

穂別高等学校（令和3年度～令和4年度）

(8) リサイクル活動事業（収集ボランティア）の推進

リングプル、古切手、書き損じ葉書、使用済テレホンカード回収等のリサイクル活動を奨励します。

VIII 生活福祉資金等貸付事業（貸付実施主体：道社協/委託：市町社協）

低所得者、障がい者又は高齢者世帯に対し、資金の貸し付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。民生委員児童委員と連携して相談に応じ、申請手続き事務と償還指導を行います。

(1) 総合支援資金（① 生活支援費 ② 住宅入居費 ③ 一時生活再建費）

失業等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対して貸し付ける資金

(2) 福祉資金（① 福祉費（目的別に複数の資金種類あり）② 緊急小口資金）

低所得者、障害者世帯または高齢者世帯（毎月一定の収入がある世帯）で、日常生活を送る上で一時的に必要であると見込まれる資金に対する貸付

(3) 教育支援資金（① 教育支援費 ② 修学支度費）

低所得者世帯で、高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要であると見込まれる資金に対する貸付（毎月一定の収入がある世帯）

(4) 不動産担保型生活資金

- (① 不動産担保型生活資金 ② 要保護世帯向け不動産担保型生活資金)
低所得者の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付

IX たすけあい金庫貸付事業(貸付実施主体:むかわ町社協)

生活困窮者に対して、応急生活資金、応急医療費などの生活つなぎ資金として、民生委員児童委員と連携して相談に応じ必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにたすけあい金庫貸付事業を行います。

X 心配ごと相談事業

心配ごと相談所を設置し、生活しているなかでの困りごとや心配ごとについて、職員が相談に対応します。法的な専門知識を必要とする場合には、関係機関へ引き継ぎ、問題解決や不安解消へのお手伝いをします。また、行政からの要請を受け「行政相談週間」に心配ごと相談員として職員の派遣を行います。